

第二項	第七十一条第三項第一号	第七十一條第三項第二号	第七十一條第四項第一号及び第五項第一号	第七十一條第七項	金額	減額	金額	減額	口数の減少	口数

て振替社債の償還をする場合

を除くほか

償還をすると

償還又は解約をすると

当該償還

当該償還又は解約

金額と同額

口数と同口数

利息

収益の分配金

金額の増額

口数の増加

金額の増額

口数の増加

増額の記載又は記録を

口数の増加の記載又は記録を

当該増額

当該増加

総額が

総口数が

発行総額（償還済みの額

総発行口数（解約済みの口数

額が第二号の額

口数が第二号の口数

第七十八条第一項

第七十九条第二項第一項	第七十八条第二項	超過額
額	金額の合計額	超過額
口数	口数の合計口数	超過口数
第七十九条第二項第一項	第七十八条第二項	超過額
号	額は	超過額
合計額	金額の合計額	超過額
金額	金額	超過額
する額	増額又は減額	超過額
超過額	額は	超過額
の額	金額	超過額
の額	金額	超過額
の額	増額又は減額	超過額
の口数	口数	超過額
の口数	口数	超過額
の口数	口数	超過額
する口数	口数	超過額
超過口数	口数	超過額
する口数	口数	超過額
超過額	口数	超過額
する額	額は	超過額
合計額	金額の合計額	超過額
合計口数	口数の合計口数	超過口数
口数	口数は	超過口数

第七十九条第二項第二 号	第七十九条第三項 号	第七十九条第四項第一 号	第七十九条第五項第一 号	第七十九条第五項第二 号	第八十条第一項
増額又は減額 金額	超過額 超過口数	額の 金額	金額の減額 口数の減少	金額の増額 口数の増加	の額 超過額
口数の増加又は減少 口数	超過口数 口数	口数の 口数	口数の減少 口数	口数の増加 口数	の口数 超過口数
額を控除した額) に乘じた額 口数を控除した口数) に乘じた口数	口数を控除した口数) に乘じた口数	の口数 超過口数	の額 超過額	第八十条第一項	第七十九条第五項第二 号

第八十一条第二項第一号	第八十二条第一項	第八十三条第一項	第八十四条第一項	第八十五条第一項	第八十六条第一項	第八十七条第一項
元本の償還及び利息 金額	元本の償還及び利息 の額	元本の償還及び利息 の額	元本の償還及び利息 の額	元本の償還及び利息 の額	元本の償還及び利息 の額	元本の償還及び利息 の額
算出された額を控除した額 算出された口数を控除した口数	額の合計額を控除した額 の口数	額の合計額を控除した額 の口数	額の合計額を控除した額 の口数	償還及び収益の分配金 の口数	償還及び収益の分配金 の口数	償還及び収益の分配金 の口数
算出された額を控除した額 算出された口数を控除した口数	超過額 超過口数	超過額 超過口数	超過額 超過口数	算出された額を控除した額 算出された口数を控除した口数	算出された額を控除した額 算出された口数を控除した口数	算出された額を控除した額 算出された口数を控除した口数
算出された額を控除した額 算出された口数を控除した口数	元本の償還及び利息 金額	元本の償還及び利息 金額	元本の償還及び利息 金額	元本の償還及び利息 金額	元本の償還及び利息 金額	元本の償還及び利息 金額

第八十一条第二項第一号	額	総額
第八十二条	元本の償還及び利息	総口数
元本の償還又は利息	金額	口数の合計額を控除した額
		口数の合計口数を控除した口数

(その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託又は外国投資信託の受益権に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例)

第一百二十二条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権に関する同法の規定の適用について
は、当該投資信託の受益権は同法に規定する投資信託の受益証券と、当該外国投資信託の受益権は同法に規定する外国投資信託の受益証券と、それぞれみなす。

第七節 貸付信託の受益権の振替

(貸付信託の受益権に関する社債等に係る規定の準用)

第一百二十三条 第四章の規定（第六十六条第一号、第七十一条第八項及び第四節の規定を除く。）及び第一百四十二条第二項の規定は、貸付信託受益権（貸付信託法に規定する貸付信託の受益権をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第六十六条	利息	収益の分配金
第六十七条第一項	発行の決議	信託約款
第六十七条第一項	当該決議に基づき発行する	当該
第六十八条第二項	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券	受益証券（貸付信託法第八条第一項に規定する受益証券
第六十八条第二項第二号	社債券	受益証券
第六十八条第二項第二号	商号、種類及び担保附社債信託法の種類	商号及び

					規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合には、いづれの回に発行されたかを特定するに足りる事項
第六十九条第一項第四	第六十九条第一項第二号	第六十九条第一項第一号	第六十九条第一項第一号	第六十九条第一項第一号	第六十九条第一項第一号
払込み	第八十四条第三項	払込みを行つた	払込み	第六十九条第一項に規定する払込みがあつた	商法第三百六条第一項に規定する払込みがあつた

号

第七十一条第七項

発行者は

第七十八条第一項	第七十三条			
償還済み	利息	償還をすると 当該償還	元本の償還又は消却をすると 当該償還又は消却	発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社又は担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理会社等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか
消却済み	収益の分配金			

第八十条から第八十二 条まで	利息	収益の分配金
-------------------	----	--------

(その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託の受益権に関する貸付信託法の特例)

第一百二十四条 信託会社等は、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に係る信託契約を締結しようとするときは、同法第七条第一項各号に掲げる事項のほか、当該貸付信託の受益権についてこの法律の規定の適用がある旨を公告しなければならない。

2 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に関する同法の規定の適用については、当該貸付信託の受益権は、同法に規定する受益証券とみなす。

第八節 特定目的信託の受益権の振替

(特定目的信託の受益権に関する社債等に係る規定の準用)

第一百一十五条 第四章の規定（第六十六条第一号、第七十一条第八項、第八十三条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十六条の規定を除く。）及び第一百十四条第二項の規定は、特定目的信託受益権（資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第六十六条	利息	利益
第六十七条第一項	発行の決議	特定目的信託契約
第六十七条第一項	当該決議に基づき発行する	当該
第六十七条第一項	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券	受益証券（資産の流動化に関する法律第一百七十三条第一項に規定する受益証券
第六十八条第二項第一号	社債券	受益証券
第六十八条第二項第一号	商号、	名称及び
第六十八条第二項第一号	種類及び担保附社債信託法の	種類

			規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合には、いずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項
第六十八条第三項第三号	金額	資産の流動化に関する法律第百六十五条第一項第三号口に規定する元本持分（元本持分を有しない銘柄にあっては、同号口に規定する利益持分）の数（以下「持分の数」という。）	
第六十八条第三項第四号及び第五号、第四項 第二号並びに第五項第二号	持分の数		

第六十九条第一項						
第六十九条第一項第一						
第六十九条第一項第二						
号	号	号	号	号	号	号
第六十九条第一項第三						
号						
第六十九条第一項第四						
号	号	号	号	号	号	号
第六十九条第一項第五	総額	金額	払込み	第八十四条第三項	第六百二十五条において準用する第一百四十四条	第六百二十五条において準用する第一百四十四条
第六十九条第一項第六	持分の総数	持分の数	信託	第二項	第二項	第二項
第六十九条第一項第七	持分の数の増加					
第六十九条第一項第八	金額の増額					

第七十条第一項	減額若しくは増額		持分の数の減少若しくは増加	
第七十条第二項	減額		持分の数の減少	
第七十条第三項第一号	減額及び増額		持分の数の減少及び増加	
第七十条第三項第二号	金額	増額 減額	持分の数	持分の数の増加 持分の数の減少
第七十条第四項第一号	の金額	の持分の数		
第七十条第四項第三号	振替金額	振替金額 振替金額	振替持分の数	振替持分の数 振替持分の数
及び第四号	増額	減額	増額	増額 減少
第七十条第五項第一号	振替金額	振替金額 振替持分の数	増加	振替持分の数 增加

第七十一条第五項第三号 及び第四号並びに第七 項	第七十一條第一項及び 第二項	第七十一條第三項第一 号	第七十一條第三項第二 号	減額	増額	減額
第七十一條第四項第一 号及び第五項第一号	第七十一條第四項第一 号	減額	金額	減額	金額	持分の数の減少
発行者は、社債権者又は質権	発行者は	減少	持分の数	持分の数の減少	持分の数	減少
第七十一條第七項						振替持分の数

第七十七条	第七十四条	第七十三条	第七十二条	第七十一条	第七十条	第六十九条	第六十八条	第六十七条
増額の記載又は記録を	金額の増額	金額の増額	利息	同額	金額	持分の数	同数の持分の数	同数の持分の数

第七十九条第一項	第七十八条第二項	額は	金額の合計額	超過額	超過数	持分の数が第二号の持分の数	総発行持分の数（償還済みの持分の数	当該増加
する額	の額	増額又は減額	持分の数	持分の数の増加又は減少	持分の数	持分の数が第二号の持分の数	持分の総数が	当該増額
超過額	の額	金額	持分の数	持分の数の増加又は減少	持分の数	持分の数が第二号の持分の数	持分の総数が	当該増加
する持分の数	の持分の数	の持分の数	持分の数	持分の数の増加又は減少	持分の数	持分の数が第二号の持分の数	持分の総数が	当該増額

第七十九条第五項第二 号	第七十九条第五項第一 号	第七十九条第四項第一 号	第七十九条第三項	第七十九条第二項第二 号	第七十九条第二項第一 号	金額
金額の増額	金額の減額	金額	額の 超過額	金額	増額又は減額	額
持分の数の増加	持分の数の減少	持分の数	持分の数の 超過数	持分の数	持分の数の増加又は減少	持分の数

第八十一条第一項	号
第八十二条第一項	の額
第八十二条第二項第一号	超過額
第八十二条第二項第一号	超過数
の額	持分の数
元本の償還及び利息	額を控除した額) に乘じた額
額	持分の数を控除した持分の数) に乘じた持
額の合計額を控除した額	分の数
総額	分の数
持分の総数	算出された持分の数を控除した持分の数
持分の数	算出された持分の数
持分の数	持分の数の合計数を控除した持分の数
持分の数	持分の数
の持分の数	償還及び利益の配当額
の持分の数	元本の償還及び利息

第八十五条第一項	第八十二条	第八十一号	第八一条第二項第一	第八十一号	額	元本の償還及び利息	元本の償還及び利息	額の合計額を控除した額	算出された額を控除した額	金額	元本の償還及び利息	超過額	超過数
商法第三百二十二条第一項	元本の償還又は利息	金額	元本の償還及び利息	持分の数	持分の総数	算出された持分の数を控除した持分の数	持分の数	持分の総数	算出された持分の数を控除した持分の数	持分の数	償還及び利益の配当額	額を控除した額)に乗じた額	持分の数を控除した持分の数)に乗じた持
資産の流動化に関する法律第百八十三条第	償還又は利益の配当額	持分の数	償還及び利益の配当額								分の数		

(その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる特定目的信託の受益権に関する資産の流動化に関する法律の特例)

一項	金額 額を	持分の数 持分の数を	持分の数 持分の数を	持分の数 持分の数を
第八十五条第二項	社債権者集会	同法第百七十九条第一項に規定する権利者 集会又は同法第百九十条第一項に規定する 種類権利者集会	同法第百七十九条第一項に規定する権利者 集会又は同法第百九十条第一項に規定する 種類権利者集会	同法第百七十九条第一項に規定する権利者 集会又は同法第百九十条第一項に規定する 種類権利者集会
第一項	額 額	持分の数 持分の数	持分の数 持分の数	持分の数 持分の数

第一百二十六条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権に関する同法の規定の適用については、当該特定目的信託の受益権は、同法に規定する受益証券とみなす。

第九節 外債の振替

(外債に関する社債等に係る規定の準用)

第一百二十七条 第四章の規定（第六十六条第一号及び第四節の規定を除く。）及び第一百十四条の規定は、外債（外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第二号	決議	決定
第六十七条第一項	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。次項において同じ。）	債券

				第六十七条第二項
第六十八条第三項第二号	商号、	種類及び担保附社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合には、いずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項	種類	社債券
第六十九条第一項第一号	商法第三百六条第一項に規定する	全額の	名称及び	債券
第六十九条第一項第三号	第八十四条第三項	第一百二十七条において準用する第一百四十四条		
第七十一条第七項	社債管理会社又は担保附社債 信託法第二条第一項に規定す れるべき権利の管理の委託を受けた会社又	第二項		

第七十一条第八項	社債管理会社等 管理会社等	は当該権利の担保に係る
----------	------------------	-------------

第七章 雜則

(振替口座簿に記載され、又は記録されている事項の証明)

第一百二十八条 加入者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が定めた費用を支払つて、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。当該口座につき利害関係を有する者として政令で定めるものについても、同様とする。

(振替社債等の供託)

第一百二十九条 法令の規定により担保若しくは保証として、又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定により、社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの（以下この条及び次条において「振替社債等」という。）の供託をしようとする者は、主務省令で定

めるところにより、供託所に供託書を提出し、かつ、当該振替社債等について振替口座簿の供託所の口座の第六十九条第二項第一号（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十五条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄に増額又は増加の記載又は記録をするために第七十条第一項（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十五条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十五条第一項の振替の申請をしなければならない。

2 供託された振替社債等について、供託所に対し、元本の償還又は利息若しくは配当金の支払がされたときは、当該償還金、利息又は配当金は、当該振替社債等に代わるもの又は従たるものとして保管するものとする。この場合において、当該振替社債等が保証金に代えて供託されたものであるときは、供託者は、当該利息又は配当金の払渡しを請求することができる。

3 供託された振替社債等について、供託所に対し、第六十七条第二項（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十五条及び第一百二十七条において

いて準用する場合を含む。) の規定により社債券(商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。以下この条及び第一百四十五条第二号において同じ。) その他の券面が発行されたとき又は第八十九条第二項の規定により国債証券が発行されたときは、当該社債券その他の券面又は当該国債証券は、当該振替社債等に代わるものとして保管するものとする。

4 供託法第一条ノ二から第一条ノ八まで及び第八条の規定は前三項の場合について、同法第三条の規定は第二項前段の場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八条第二項中「民法第四百九十六条ノ規定ニ依レルコト、供託力錯誤ニ出テシコト」とあるのは、「供託力錯誤ニ出テシコト」と読み替えるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、振替社債等の供託に関する事項は、主務省令で定める。

(最高裁判所規則への委任)

第一百三十条 振替社債等に関する強制執行、仮差押え及び仮処分の執行、競売並びに没収保全に関する事項は、最高裁判所規則で定める。

(財務大臣への協議)

第一百三十二条 主務大臣は、振替機関に対し第二十二条第一項の規定による第三条第一項の指定の取消しをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関する協議しなければならない。

(財務大臣への通知)

第一百三十三条 主務大臣は、次に掲げる处分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

- 一 第三条第一項の規定による指定（第二十五条第六項、第二十七条第六項、第二十九条第六項又は第三十一条第六項の規定により指定を受けたものとみなされる場合を含む。）
- 二 第二十二条第一項の規定による第三条第一項の指定の取消し
- 3 主務大臣は、第四十一条第二項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

(財務大臣への資料の提出)

第一百三十四条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する社債等の振替に

係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(主務省令への委任)

第一百三十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第一百三十五条 第二条第二項、第三条、第四条第一項、第六条、第九条、第十条第一項、第十六条第一項、第十七条（加入者保護信託に関する事項を除く。）、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条第一項、第二項及び第五項、第二十七条第一項、第二項及び第五項、第二十九条第一項、第二項及び第五項、第三十一条第一項、第二項及び第五項、第四十条、第四十一条第二項及び第三項、第四十三条、第一百三十一条並びに第一百三十一条における主務大臣は、内閣総理大臣及び法務大臣とする。ただし、国債を取り扱う振替機関に関する事項については、内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣とする。

2 第十七条（加入者保護信託に関する事項に限る。）、第四十四条第一項第十五号、第四十七条第一項

及び第二項、同条第三項において準用する第四条第一項、第四十九条、第五十条において準用する第三十一条第一項、第二項及び第五項、第五十五条第二項、第五十七条、第五十八条、第五十九条第四項並びに第六十三条第二項における主務大臣は、内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣とする。

3 第四条第二項第七号及び第三項、第六条、第九条、第十条第一項、第十二条第一項第七号及び第二項、第十五条、第十六条第二項、第十八条第一項、第十九条、第二十五条第三項及び第四項（第二十七条第四項、第二十九条第四項及び第三十二条第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条第三項、第二十九条第三項、第三十二条第三項、第三十四条第三項、第三十六条第二項、同条第四項において読み替えて準用する商法第二百三十九条ノ三第三項から第五項まで、第三十六条第四項において読み替えて準用する同法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第七項第二号、第三十九条において読み替えて準用する同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百三十九条第七項第二号、第三十九条ノ五第三項、第三十九条において読み替えて準用する同法第三百三十九条第四項において準用する同法第三十二条ノ二第一項及び第二項、第三十九条において読み替えて準用する同法第三百三十九条第六項並びに第四十二条第二項における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。ただし、国債を取り扱う振

替機関に関する事項については、内閣府令・法務省令・財務省令とする。

4 第四十四条、第四十七条第三項において準用する第四条第二項第七号、第四十八条において読み替え
て適用する第三十一条第四項、第五十条において準用する第三十一条第三項、第五十六条第八号、第五
十七条、第五十八条、第六十条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項、第九十一条第六項並び
に第九十二条第一項第五号における主務省令は、内閣府令・法務省令・財務省令とする。

5 第六十八条第六項及び第六十九条第一項第五号（これらの規定を第一百十三条、第一百十五条、第一百十七
条、第一百十八条、第一百二十条、第一百二十一條、第一百二十三条、第一百二十五条及び第一百二十七条规定
準用する場合を含む。）における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。

6 第百二十九条第一項及び第五項における主務省令は、法務省令とする。

7 前条における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。ただし、国債を取り扱う振替機関に関する事
項、国債に関する事項及び加入者保護信託に関する事項については、内閣府令・法務省令・財務省令と
する。

（権限の委任）

第一百三十六条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

第八章 罰則

第一百三十七条 加入者集会における発言若しくは議決権の行使に関し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

3 第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第一百三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十八条の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条第一項の規定

に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

二 第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条、第七十八条第五項又は第七十九条第五項（これらの規定を第一百二十三条、第一百五十七条、第一百八十八条、第一百二十条、第一百二十一一条、第一百二十三条、第一百二十五条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

三 第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第一百三条第五項、第一百四条第五項、第一百七条第六項又は第一百八条第五項の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

四 振替口座簿に虚偽の記載又は記録をした者

第一百三十九条 第二十二条第一項（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれ

を併科する。

第一百四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条第一項（第四十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項、第二十七条第二項、第二十九条第二項若しくは第三十一条第一項の申請書又は第四条第二項（第四十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第三項、第二十七条第三項、第二十九条第三項若しくは第三十一条第三項の添付書類に虚偽の記載をし、又は当該添付書類に代えて電磁的記録を添付すべき場合における当該電磁的記録に虚偽の記録をして提出した者
- 二 第十五条の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者
- 三 第十六条第一項（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
- 四 第二十条第一項（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第四十三条第三項において準用する第二十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六百四十一條 第七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による認可を受けないで資本の額を減少し、又は虚偽の申請をして同項の認可を受けた者

二 第十八条第一項（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第五十八条（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

五 第五十九条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第一百四十三条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても該各号に定める罰金刑を科する。

一 第百三十八条又は第一百三十九条 三億円以下の罰金刑

二 第百四十条（第五号を除く。） 二億円以下の罰金刑

三 第百四十条第五号又は前条 各本条の罰金刑

第一百四十四条 振替機関又は口座管理機関の役員又は清算人が次の各号のいずれかに該当するときは、百万元以下の過料に処する。

一 第六条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十一条又は第二十三条（これらの規定を第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

三 第三十四条第二項又は第四項の規定に違反して、通知することを怠り、又は不正の通知をしたと

き。

四 第三十六条第二項の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

五 第三十六条第二項の規定に違反して、加入者集会の招集の通知に際し、書類を交付しなかつたとき。

六 正当な理由がないのに第三十六条第三項ただし書の規定による請求を拒んだとき。

七 第三十六条第四項において準用する商法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第六項又は第三十九条において準用する同法第三百三十九条第五項の規定に違反して、電磁的記録又は議事録を備え置かなかつたとき。

八 正当な理由がないのに第三十六条第四項において準用する商法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第七項又は第三十九条において準用する同法第三百三十九条第六項の規定による書面又は議事録（当該書面又は議事録が電磁的記録をもつて作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したもの）の閲覧又は謄写を拒んだとき。

九 業務規程に定めた地以外の地において、又は第三十九条において準用する商法第二百三十三条の規